

令和9年(2027年)4月から 各運動施設の料金を改定します

令和9年(2027年)4月1日利用分から市内の各運動施設の料金を改定いたします。

改定した料金につきましては、指定管理者との協議が整い次第、利用者の皆様にご案内いたします。ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

利用者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改定の背景とポイント

物価高騰による コスト増



- ✓ 公共施設の運営には人件費や光熱水費などのコストがかかります。
- ✓ 物価高騰の影響でコストが増加し、将来にわたる安定運営に支障が出かねない状況です。

負担の公平性の 確保



- ✓ 施設は利用者が負担する「使用料」と、利用しない人を含む皆さまの「税金」で成り立っています。
- ✓ 料金改定により、この負担のバランスを是正します。

持続可能な 行政サービスの提供



- ✓ 今回の改定は、施設の安定運営や機能・サービス向上に活用し、長く使いやすく保つための見直しです。
- ✓ おおむね5年ごとに点検し、常に、時代に合った適正な料金であるように努めます。

料金改定の対象施設や料金改定の考え方など、詳しくは市のホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



<お問い合わせ先>

- ・ 運動施設の料金について:スポーツ振興課(TEL042-622-6720)
- ・ その他料金改定全体に関すること:改革推進課(TEL042-686-0526)

